

ドローンやラジコンを使用される方へのお願い

ドローン等の飛行は法律で規制されています！

『福岡空港』の敷地やその周辺おおむね300メートルの地域の上空では、小型無人機等(ドローン、ラジコン、気球など)を飛行させることが禁止されています。

飛行させる場合には、施設管理者の同意や事前通報にあわせて、警察署への事前通報も必要です。詳しくは、最寄の警察署に問い合わせるか、福岡県警察のホームページを確認してください。

重要施設周辺



空港周辺



★ 航空法

空港周辺や人家の密集地域などの上空は、無人航空機(ドローン等)の飛行禁止空域です。

詳細については、国土交通省 航空局HPを通じてご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html



★ 小型無人機等飛行禁止法等

小型無人機等飛行禁止法に基づき、指定された施設の周辺は、無人航空機(ドローン等)の飛行禁止区域です。

詳細は、福岡県警察HPをご確認ください。

※ 福岡県内は、福岡空港を含め3箇所が指定されています。(令和2年9月現在)

<https://www.police.pref.fukuoka.jp/keibi/keibi/drone.html>



福岡県福岡空港警察署